

総務委員会委員長報告書

令和 8 年 1 0 月 6 日

総務委員会に付託されました議案 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 6 1 号「令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）」について報告します。

本案は、歳入では、令和 7 年度決算の確定による繰越金や、本市が実施する物価高騰支援事業の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などの補正を行い、歳出では、ふるさと緑の基金への積立、物価高騰支援事業 2 本、地域クラブ活動の拡大に要する経費などを追加するもので、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 5 億 7, 7 7 2 万 8 千円を追加し、総額を 9 0 9 億 9, 8 3 0 万 3 千円とするものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 2 点指摘し、反対の立場で討論する。

本補正予算は、物価高騰対策として種苗費及び動力光熱費補助並びに中小企業等物価高騰支援金 1 億 2, 6 0 9 万 3 千円、地元の懸案事項だった東小学校前通学路道路拡幅整備事業 7 3 8 万 9 千円、また我々が求めてきた河川の維持補修 1, 5 0 0 万円、市営住宅改修工事 4, 1 5 4 万 7 千円は、大変評価をしている。

しかし、債務負担行為補正の大幅な増加については大きな問題があり、財政の硬直化を含め将来的にも大きな課題になりかねないと捉えている。

まずジェット口跡地を含めた江戸川台駅東口周辺地区再整備事業では、賃料が 3 0 年間で 1 8 億 5, 2 4 4 万円だったものが、1 7 億 2 8 0 万円が増額となり約 2 倍になる。その背景には物価高騰以外にも、エレベーターの配置場所と増設、公共部分における利活用方法など、庁内で十分この施設の内容、近隣の公共施設の配置、今後の利活用との整合性が精査されていなかったことも原因の一つである。

我々は令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号）にも「補正予算議案の債務負担行為で、1 6 億 8, 0 0 0 万円もの大きな金額で 3 0 年にも及ぶ超長期の債務負担行為は、超まれな事案であり、建設までまだ一定期間があることから、賛成、反対の立場を超えて、いろいろ熟慮をすべき事

案」と指摘し反対したが、事業化までの拙速な着手が本事業の今後に暗い影を落としかねないと改めて指摘するものである。

また、地方交付税１６億７，８３７万３千円の大幅減額は大変憂慮している。本来なら、着手している全事業の見直しが求められ、とりわけ「市民要望はない」と市長が豪語し、今の整備内容で問題がなく、新たにＣＯ２を排出してまで再整備する通称「いざきロード」は凍結されるべき施策の代表例である。しかし２工区工事として流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業債が追加され、国庫補助が１億２，５８６万９千円減額、地方債は１億１，２００万円から１億７，０９０万円へ５２．６％もの増額である。住民説明会では、道路再整備に関し道路標示や看板など様々な付随施設が要望され、経費増も想定されている。再整備しなければ全額不要であり、即刻中止、少なくとも現下の物価大幅高騰下では凍結すべきだと指摘する。

２ ２点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、地方交付税の決定額に伴う歳入補正をはじめ、障害者支援、障害児通所支援、産後ケア事業、農業振興、物価高騰対策、中小企業支援、河川維持補修、市営住宅復旧など市民生活の安心・安全を確保するために必要な事業を適切に反映したものである。

特に、障害者の職場支援や障害児通所支援の追加、産後ケアの利用拡大など現場のニーズに応じた補正予算措置は市民の福祉向上に直結する重要な取組であり評価する。また、河川の維持補修や市営住宅の復旧など安全対策に関しても、生活基盤の維持に不可欠である。以上の点から、本補正予算は市民生活の安定と地域課題への対応を図るため必要なものであり、妥当な内容であると判断する。

次に、江戸川台駅東口周辺地区再整備事業に係る債務負担行為追加設定については、江戸川台駅前出張所や北部地域包括支援センター等を集約するとともに、子育て支援、防災、地域交流、にぎわい創出など、江戸川台駅東口周辺の活性化に資する重要な事業であり、その必要性については十分理解するところである。

一方、今回示された公共負担額は、公募時の３０年間約１９億１，４５８万円から約３３億６，７６１万円へと、約１４億５，２８０万円増加するものであり、約７６％もの大幅な増額となっている。建築資材や人件費等の高騰、金利上昇、さらにはエレベーターやバリアフリー設備など必要な機能の追加については一定の理解はするが、本事業はそもそも民間を活用し、質の高い公共サービスとともに、財政負担の縮減を目指し

て進めてきた公民連携事業である。さらに、今回のプロポーザルへの応募が1グループのみであったことを考えれば、価格の妥当性や競争性については、通常以上に慎重な検証が求められる。

また、30年間という長期の債務負担行為である以上、今回の判断は現在の市民だけではなく、将来世代にも財政負担を求めるものであり、今後の事業契約に当たっては、建築費、維持管理費、金利等の積算根拠を十分に精査するとともに、物価や金利の変動によって安易に市の負担が増加することのないよう、明確なリスク分担と負担増加を抑制する仕組みを契約に盛り込むことを強く求める。

あわせて、事業費及び30年間の総公共負担額について議会への継続的な報告を行い、透明性を確保するとともに、今後さらに大幅な負担増が生じる場合には、事業内容や契約条件そのものを改めて検証することを求め、本事業が江戸川台地域の将来に真に資する施設となることを求める。

がありました。

採決の結果、3対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上